市街地の復興の流れ

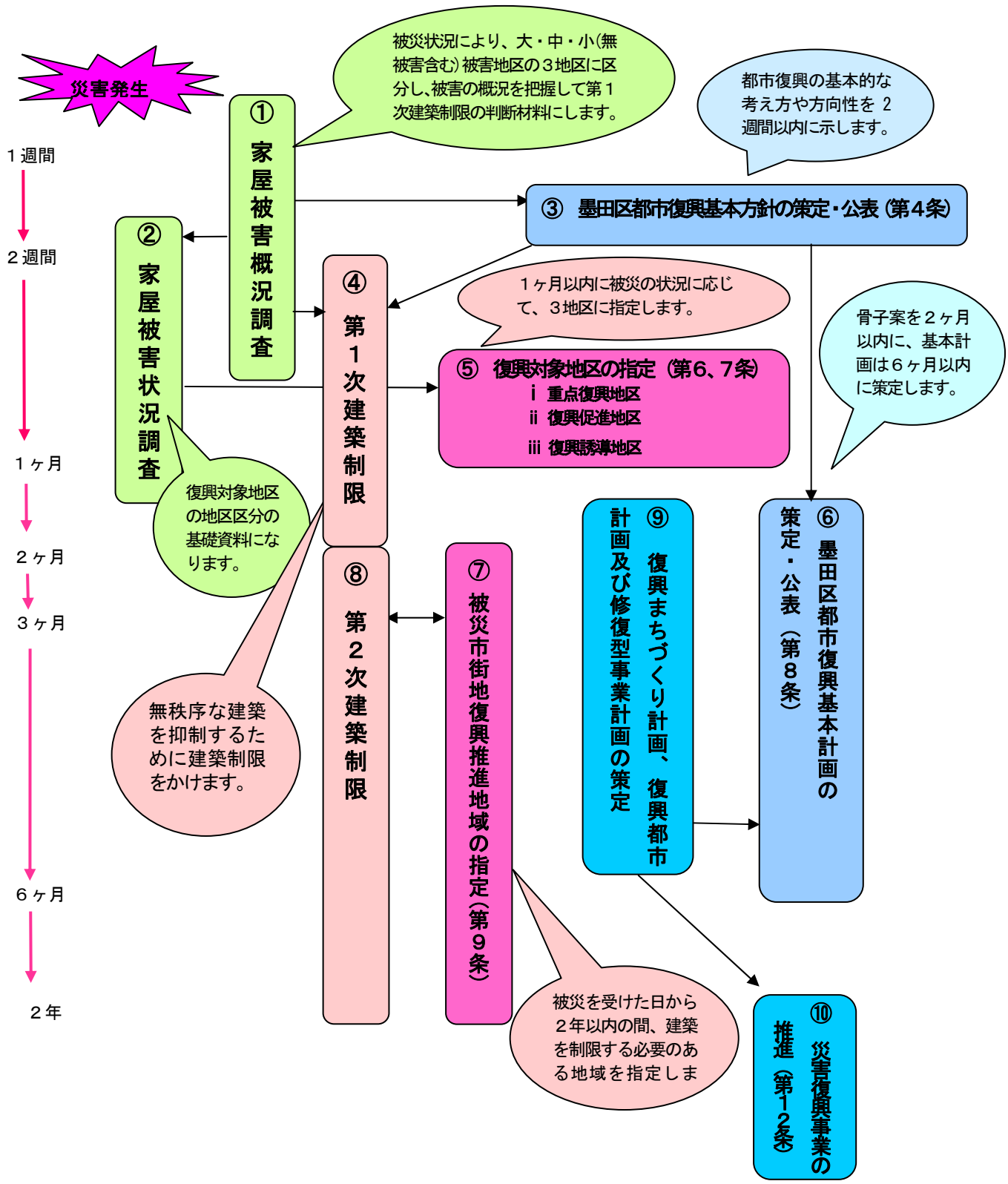
災害発生
１週間
２週間
１ヶ月
２ヶ月
３ヶ月
６ヶ月
２年
①家屋被害概況調査
被災状況により、大・中・小(無被害含む)被害地区の３地区に区分し、被害の概況を把握して第１次建築制限の判断材料にします。
②家屋被害状況調査
復興対象地区の地区区分の基礎資料になります。
③ 墨田区都市復興基本方針の策定・公表（第４条）
都市復興の基本的な考え方や方向性を２週間以内に示します。
④第１次建築制限
１ヶ月以内に被災の状況に応じて、３地区に指定します。
⑤ 復興対象地区の指定（第６、７条）
ⅰ 重点復興地区
ⅱ 復興促進地区
ⅲ 復興誘導地区
⑥墨田区都市復興基本計画の策定・公表（第８条）
骨子案を２ヶ月以内に、基本計画は６ヶ月以内に策定します。
⑦被災市街地復興推進地域の指定（第９条）
被災を受けた日から２年以内の間、建築を制限する必要のある地域を指定します。
⑧第２次建築制限
無秩序な建築を抑制するために建築制限をかけます。
⑨復興まちづくり計画、復興都市計画及び修復型事業計画の策定
⑩災害復興事業の推進（第１２条）